

平成 2 6 年 第 2 回

教育委員会臨時会議案

多賀城市教育委員会

## 平成26年第2回教育委員会臨時会議事日程

平成26年3月12日（水）

午後1時 開会

多賀城市役所5階 501会議室

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 議 事

議案第7号 多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例に対する意見について

日程第3 その他

議案第7号

多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例に対する意見  
について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求められたので、異議ない旨意見を申し出る。

平成26年3月12日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

議案第 号

多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例について

多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年 月 日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

## 多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例

多賀城市立図書館条例（昭和53年多賀城市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第118号」の次に「。以下「法」という。」を、「図書館の設置」の次に「及び管理」を加える。

第4条を第6条とし、第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第3条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に、図書館の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 法第3条各号に掲げる事項の実施に関する業務
- (2) 図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

（指定管理者の管理の基準）

第4条 指定管理者が前条各号に掲げる業務を行う場合は、指定管理者は、法令、この条例、規則その他教育委員会が定めるところに従い、図書館の管理を行わなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多賀城市立図書館条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。<u>以下「法」という。</u>）第10条及び第16条の規定に基づき、図書館の設置及び管理並びに図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第3条 <u>教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に、図書館の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。</u></p> <p><u>(1) 法第3条各号に掲げる事項の実施に関する業務</u></p> <p><u>(2) 図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務</u></p> <p><u>(指定管理者の管理の基準)</u></p> <p>第4条 <u>指定管理者が前条各号に掲げる業務を行う場合は、指定管理者は、法令、この条例、規則その他教育委員会が定めるところに従い、図書館の管理を行わなければならない。</u></p> <p>(図書館協議会)</p> <p>第5条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 略</p> <p>附則 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号_____）第10条及び第16条の規定に基づき、図書館の設置_____並びに図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p>_____</p> <p>(図書館協議会)</p> <p>第3条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 略</p> <p>附則 略</p>